

通 所 介 護 事 業 所 自 己 点 検 表

点 検 年 月 日	令 和 6 年 4 月 1 日
事 業 所 番 号	2552380020
事 業 所 名	介護老人保健施設ケアセンターこうせい
担当者職・氏名	事務長 横山寛和

<記入について>

- 指定介護保険事業者として守るべき最低基準を掲げています。確認をする際には、関係法令等も併せて参照してください。
- 「基準の概要」欄の内容が実施できているかを確認して、「適否」欄に○または×を記入してください。

<その他>

1) 「根拠」欄に掲げている法令等は以下のとおりです

- ・介護保険法（平成9年法律第123号）
- ・介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）
- ◇指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）＝（この点検表において「居宅指定基準」という。）

☆指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年老企第25号）＝（この点検表において「居宅等基準通知」という。）

- ・滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年滋賀県条例第17号）＝（この点検表において「基準条例」という。）

2) その他

- この自己点検表は、事業者自らが指定基準等の遵守状況を確認し、提供するサービスの質を確保するとともに、事業運営の改善等を図ることを目的に作成していただくものです。
- 実地指導や指定の更新等の際に提出していただくことがあります。

自己点検表（通所介護）

（注：◇居宅指定基準、☆居宅等基準通知）

基本方針

基準の概要	根拠	適否	備考 (確認資料等)
<p>【通所介護】</p> <p>◇ 要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</p>	居宅等基準通知第92条	○	

①人員基準等の概要

基準の概要	根拠	適否	備考 (確認資料等)
<p>1. 従業者の員数</p> <p>事業者が指定通所介護事業所毎に置くべき従業者の員数は、次のとおりになっているか。</p>		○	
<p>(1) 生活相談員</p> <p>◇提供時間数に応じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる生活相談員が1以上確保されるために必要と認められる数</p> <p>※サービス提供の開始時刻から終了時刻までの時間数以上の勤務時間数が確保されているか。</p> <p>※資格要件を満たす者か（次のいずれか）</p> <p>①社会福祉主事任用資格を有する者（社会福祉士、精神保健福祉士、いわゆる三科目主事等）</p> <p>②介護支援専門員または介護福祉士の資格を有する者のうち、①と同等以上の能力を有する者として事業者が認める者</p>	居宅指定基準第93条第1項1号	○	

基準の概要	根拠	適否	備考 (確認資料等)
<p>(2) 看護職員（看護師または准看護師）</p> <p>◇単位ごとに、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数</p> <p>※従事時間＋密接かつ適切な連携時間でサービス提供時間帯を担保できる配置・連携体制があるか。</p> <p>☆ 看護職員については、提供時間帯を通じて専従する必要はないが、当該看護職員は提供時間帯を通じて指定通所介護事業所と密接かつ適切な連携を図るものとする。</p> <p>また、病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により、看護職員が指定通所介護事業所の営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行い、病院、診療所、訪問看護ステーションと指定通所介護事業所が提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携を図っている場合には、看護職員が確保されているものとする。</p> <p>なお、「密接かつ適切な連携」とは、指定通所介護事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などを確保することである。</p>	<p>居宅指定基準第93条第1項2号</p> <p>居宅等基準通知第3の六の1の(1)の⑥</p>	○	
<p>(3) 介護職員</p> <p>◇単位ごとに、提供時間数に応じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる介護職員が以下に記載する以上、確保されているか。</p> <p>「利用者数16人以上の場合」</p> $((\text{利用者数}(\text{又は定員}) - 15) \div 5) + 1 = A$ $A \times \text{平均提供時間数}(\text{又はサービス提供時間数}) = B$ <p>(Bを分単位を切上)</p> <p>「利用者数15人までの場合」</p> <p>平均提供時間数(又はサービス提供時間数)以上の勤務時間数が確保されているか。</p> <p>◇常時1以上の配置があるか。</p>	<p>居宅指定基準第93条第1項第3号</p> <p>居宅指定基準第93条第2項</p>	○	

基準の概要	根拠	適否	備考 (確認資料等)
<p>(4) 機能訓練指導員</p> <p>◇機能訓練指導員 1以上</p> <p>※機能訓練指導員になれるのは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師（はり師・きゆう師については別途要件あり）の資格を有する者のみ。</p> <p>◇機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事することができる。</p> <p>☆「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師の資格を有する者（はり師及びきゆう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）であるか。ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。</p> <p>※生活相談員・介護職員も一定の機能訓練を行えるが機能訓練指導員になれるわけではないことに留意</p>	<p>居宅指定基準第93条第1項第4号</p> <p>居宅指定基準第93条第5項</p> <p>居宅等基準通知第3の六の10(3)</p>	○	
<p>2. その他</p> <p>◇生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤であるか。</p>	居宅指定基準第93条第6項	○	
<p>3. 管理者</p> <p>◇指定通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。</p>	居宅指定基準第94条	○	

②設備・備品等基準等の概要

基準の概要	根拠	適否	備考 (確認資料等)
<p>1. 設備および備品等</p> <p>◇事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えているか。</p>	居宅指定基準第95条第1項	○	
<p>◇上記に掲げる設備は、専ら当該指定通所介護の事業の用に供するものであるか。ただし、利用者に対する指定通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。</p>	居宅指定基準第95条第3項	○	

基準の概要	根拠	適否	備考 (確認資料等)
◇指定通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービス（以下「宿泊サービス」という。）を提供する場合には、当該サービスの内容を当該サービスの提供開始前に知事へ届け出ているか。 ⇒宿泊サービス自己点検表へ	居宅指定基準第95条第4項	○	
2. 食堂・機能訓練室 ◇食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上であるか。 食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。	居宅指定基準第95条第2項第1号	○	
3. 相談室 ◇遮へい物の設置等により相談の内容が漏洩しないよう配慮されているか。	居宅指定基準第95条第2項第2号	○	
4. 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 ☆ 消防法その他の法令等に規定された設備を確実に設置しているか。	居宅等基準通知第3の六の2の(3)	○	

③運営基準の概要（抜粋。詳しくは、居宅指定基準及び居宅等基準通知をご確認ください。）

基準の概要	根拠	適否	備考 (確認資料等)
1. 内容および手続の説明および同意 ◇指定通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、通所介護従業者等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。	居宅指定基準第105条で準用する第8条	○	
☆ わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧な説明を行い、同意については書面で確認しているか。	居宅等基準通知第3の六の(9)で準用する第3の-の3の(1)	○	

基準の概要	根拠	適否	備考 (確認資料等)
<p>2. 提供拒否の禁止</p> <p>◇正当な理由なく、通所介護サービスの提供を拒んでいないか。</p>	居宅指定基準第105条で準用する第9条	○	
<p>3. サービス提供困難時の対応</p> <p>◇当該事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定通所介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p>	居宅指定基準第105条で準用する第10条	○	
<p>4. 受給資格等の確認</p> <p>◇指定通所介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。</p>	居宅指定基準第105条で準用する第11条第1項	○	
<p>◇前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定通所介護を提供するように努めているか。</p>	居宅指定基準第105条で準用する第11条第2項	○	
<p>5. 要介護認定の申請に係る援助</p> <p>◇サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p>	居宅指定基準第105条で準用する第12条第1項	○	
<p>◇居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する三十日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。</p>	居宅指定基準第105条で準用する第12条第2項	○	

基準の概要	根拠	適否	備考 (確認資料等)
<p>6. 心身の状況等の把握</p> <p>◇サービスの提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p>	居宅指定基準第105条で準用する第13条	○	
<p>7. 居宅介護支援事業者等との連携</p> <p>◇サービスを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	居宅指定基準第105条で準用する第14条第1項	○	
<p>◇サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	居宅指定基準第105条で準用する第14条第2項	○	
<p>8. 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助</p> <p>◇指定通所介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第64条(※)各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、サービスの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。</p> <p>(※)介護保険法施行規則第64条 ＝居宅介護サービス費の代理受領の要件</p>	居宅指定基準第105条で準用する第15条	○	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>被保険者が居宅介護支援を受けることにつき、あらかじめ市町村に届け出ている場合であって、当該サービスが居宅サービス計画の対象となっている時</p> </div>
<p>9. 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供</p> <p>◇居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供しているか。</p>	居宅指定基準第105条で準用する第16条	○	

基準の概要	根拠	適否	備考 (確認資料等)
<p>10. 居宅サービス計画等の変更の援助</p> <p>◇利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。</p>	居宅指定基準第105条で準用する第17条	○	
<p>11. サービスの提供の記録</p> <p>◇指定通所介護を提供した際には、当該指定通所介護の提供日及び内容、当該指定通所介護について利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。</p>	居宅指定基準第105条で準用する第19条第1項	○	
<p>◇指定通所介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。</p>	居宅指定基準第105条で準用する第19条第2項	○	
<p>12. 利用料等の受領</p> <p>◇利用者から利用料の一部として、当該指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定通所介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。</p>	居宅指定基準第96条第1項	○	
<p>◇法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。</p>	居宅指定基準第96条第2項	○	
<p>◇次に掲げる費用以外の支払を利用者から受けてないか。</p> <p>イ 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用</p> <p>ロ 指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用</p> <p>ハ 食事の提供に要する費用</p> <p>ニ おむつ代</p> <p>ホ 上記に掲げるもののほか、指定通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用</p>	居宅指定基準第96条第3項	○	

基準の概要	根拠	適否	備考 (確認資料等)
☆ 保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払いを受けていないか。	居宅等基準通知第3の六の3の(1)	○	
◇ 上記費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。	居宅指定基準第96条第5項	○	
13. 保険給付の請求のための証明書の交付 ◇ 法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。	居宅指定基準第105条で準用する第21条	○	
14. 通所介護の基本的取扱方針及び具体的取扱方針 14-1. 基本的取扱方針 ◇ 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っているか。	居宅指定基準第97条第1項	○	
◇ 自らその提供する指定通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	居宅指定基準第97条第2項	○	
14-2. 具体的取扱方針 ◇ 通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行っているか。	居宅指定基準第98条第1項第1号	○	
◇ 指定通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。	居宅指定基準第98条第1項第2号	○	
◇ 指定通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っているか。	居宅指定基準第98条第1項第3号	○	
◇ 指定通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供しているか。特に、認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）にある要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えているか。	居宅指定基準第98条第1項第4号	○	
☆ 認知症の状態にある要介護者で、他の要介護者と同じグループとして、指定通所介護を提供することが困難な場合には、必要に応じグループを分けて対応しているか。	居宅等基準通知第3の六の3の(2)③	○	

基準の概要	根拠	適否	備考 (確認資料等)
<p>☆ 指定通所介護は、事業所内でサービスを提供することが原則であるが、事業所の屋外でサービスを提供する場合は、次に掲げる条件を満たしているか。</p> <p>イ あらかじめ通所介護計画に位置付けられていること。</p> <p>ロ 効果的な機能訓練等のサービスが提供できること。</p>	居宅等基準通知第3の六の3の(2)④	○	
<p>15. 通所介護計画の作成</p> <p>◇ 管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成しているか。</p>	居宅指定基準第99条第1項	○	
<p>◇ 通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しているか。</p>	居宅指定基準第99条第2項	○	
<p>◇ 管理者は、通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。</p>	居宅指定基準第99条第3項	○	
<p>◇ 管理者は、通所介護計画を作成した際には、当該通所介護計画を利用者に交付しているか。</p>	居宅指定基準第99条第4項	○	
<p>◇ 通所介護従業者は、それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行っているか。</p>	居宅指定基準第99条第5項	○	
<p>16. 利用者に関する市町村への通知</p> <p>◇ 指定通所介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。</p> <p>一 正当な理由なしに指定通所介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。</p> <p>二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p>	居宅指定基準第105条で準用する第26条	○	
<p>17. 緊急時等の対応</p> <p>◇ 通所介護従業者は、現に指定通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p>	居宅指定基準第105条で準用する第27条	○	

基準の概要	根拠	適否	備考 (確認資料等)
18. 管理者の責務 ◇管理者は、指定通所介護事業所の従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。	居宅指定基準第105条で準用する第52条第1項	○	
◇管理者は、指定通所介護事業所の従業者に通所介護に関する運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	居宅指定基準第105条で準用する第52条第2項	○	
19. 運営規程 ◇指定通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。 ①事業の目的及び運営の方針 ②従業者の職種、員数及び職務の内容 ③営業日及び営業時間 ④指定通所介護の利用定員 ⑤指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑥通常の事業の実施地域 ⑦サービス利用に当たっての留意事項 ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待防止のための措置 ⑪人権擁護、虐待防止の体制整備 ⑫その他運営に関する重要事項 (苦情処理、事故発生時の対応、秘密保持、非常災害)	居宅指定基準第100条	○	
20. 勤務体制の確保等 ◇利用者に対し適切な指定通所介護を提供できるよう、指定通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めているか。 ◇全ての通所介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。 ◇適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。	居宅指定基準第101条第1項	○	

基準の概要	根拠	適否	備考 (確認資料等)
<p>☆ 指定通所介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、通所介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にしているか。</p> <p>☆ 原則として、当該指定通所介護事業所の従事者たる通所介護従事者によって指定通所介護を提供しているか。 (調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認めるものである。)</p> <p>☆ 事業所の従業者の質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保すること。また、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づけているか。なお、当該義務付けの適用に当たっては、3年間の経過措置を設けており、事業者は、令和6年3月31日までに医療・福祉関係資格を有さない全ての従業者に対し認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置を講じなければならない。また、新規採用、中途採用を問わず、事業所が新たに採用した従業者(医療・福祉関係資格を有さない者に限る。)に対する当該義務付けの適用については、採用後1年間の猶予期間を設けることとし、採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させることとする(この場合についても、令和6年3月31日までは努力義務で差し支えない)。</p> <p>☆ 事業主には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント(以下「職場におけるハラスメント」という。)の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定しているか。</p>	<p>指定基準通知第3の六の3(5)①</p> <p>指定基準通知第3の六の3(5)②</p> <p>居宅等基準通知第3の六の3の(5)の③</p> <p>居宅等基準通知第3の六の3の(5)の④</p>	○	
<p>21. 業務継続計画の策定等</p> <p>◇指定通所介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>◇指定通所介護事業者は、通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。</p> <p>◇指定通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p>	<p>居宅指定基準第105条で準用する第30条の2</p>	○	

<p>22. 定員の遵守</p> <p>◇利用定員を超えて指定通所介護の提供を行っていないか。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。</p>	<p>居宅指定基準第102条</p>	<p>○</p>	
<p>23. 非常災害対策</p> <p>◇非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。</p> <p>◇訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。</p>	<p>居宅指定基準第103条</p>	<p>○</p>	
<p>☆ 火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・非難等に協力してもらえるような体制づくりを行っているか。</p>	<p>居宅等基準通知第3の六の3(7)</p>	<p>○</p>	
<p>☆ 「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている事業所にあつてはその者に行わせているか。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせているか。</p>	<p>居宅等基準通知第3の六の3(6)</p>	<p>○</p>	
<p>・非常災害等の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めているか。</p>	<p>基準条例別表第6第1項第7号</p>	<p>○</p>	
<p>24. 衛生管理等</p> <p>◇利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。</p> <p>◇当該指定通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めているか。</p> <p>◇当該指定通所事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、通所介護従業者に周知徹底を図っているか。</p> <p>◇当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。</p>	<p>居宅指定基準第104条第1項</p> <p>居宅指定基準第104条第2項</p>	<p>○</p>	

◇当該指定通所介護事業所において、通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施しているか。		○	
--	--	---	--

基準の概要	根拠	適否	備考 (確認資料等)
☆ 指定通所介護事業者は、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保っているか。	居宅等基準通知第3の六の3の(8)	○	
☆ 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策については、その発生及び蔓延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じているか。	居宅等基準通知第3の六の3の(8)	○	
☆ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めているか。	居宅等基準通知第3の六の3の(8)	○	
25. 掲示 ◇事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 ◇上記に規定する事項を記載した書面を当該指定通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えているか。	居宅指定基準第105条で準用する第32条	○	
26. 秘密保持等 ◇事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	居宅指定基準第105条で準用する第33条第1項	○	
◇当該指定通所介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。	居宅指定基準第105条で準用する第33条第2項	○	
◇サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。	居宅指定基準第105条で準用する第33条第3項	○	
27. 広告 ◇指定通所介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものでないか。	居宅指定基準第105条で準用する居宅指定基準第34条	○	

基準の概要	根拠	適否	備考 (確認資料等)
<p>28. 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止</p> <p>◇居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p>	居宅指定基準第105条で準用する第35条	○	
<p>29. 苦情処理体制</p> <p>◇提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために構ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等必要な措置を講じているか。</p>	<p>居宅指定基準第105条で準用する第36条第1項</p> <p>居宅等基準通知第3の六の(8)で準用する第3の一の3の(24)</p>	○	
<p>◇苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p>	居宅指定基準第105条で準用する居宅指定基準第36条第2項	○	
<p>☆ 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。</p>	居宅等基準通知第3の6の3の(9)で準用する第3の3の(24)②	○	
<p>◇提供した指定通所介護に関し、法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	居宅指定基準第105条で準用する居宅指定基準第36条第3項	○	
<p>◇市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しているか。</p>	居宅指定基準第105条で準用する第36条第4項	○	

基準の概要	根拠	適否	備考 (確認資料等)
◇提供した指定通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	居宅指定基準第105条で準用する第36条第5項	○	
◇国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。	居宅指定基準第105条で準用する第36条第6項	○	
30. 事故発生時の対応 ◇利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	居宅指定基準第104条の2第1項	○	
◇指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	居宅指定基準第104条の2第3項	○	
☆ 事故が発生した際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。	居宅等基準通知第3の6の3の(8)③	○	
31. 会計の区分 ◇指定通所介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定通所介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。	居宅指定基準第105条で準用する第38条	○	
32. 記録の整備 ◇従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。	居宅指定基準第104条の3第1項	○	

基準の概要	根拠	適否	備考 (確認資料等)
<p>◇次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。</p> <p>①通所介護計画</p> <p>②提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>③市町村への通知に係る記録</p> <p>④苦情の内容等の記録</p> <p>⑤事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	居宅指定基準104条の3第2項	○	
<p>32. 人権への配慮等</p> <p>・利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供するよう努めているか。</p>	基準条別表第6第1項第8号	○	
<p>・利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修の機会を確保しているか。</p>	基準条別表第6第1項第8号	○	
<p>33. 地域との連携等</p> <p>◇事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。</p> <p>◇事業所は、その事業の運営に当たっては、提供した事業所に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。</p> <p>◇指定通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護事業所以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めているか</p>	居宅指定基準第104条の2	○	
<p>34. 虐待の防止</p> <p>◇虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、通所介護員等に周知徹底を図っているか。</p> <p>◇当該指定通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備しているか。</p> <p>◇当該通所介護事業所において、通所介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しているか。</p>	居宅指定基準第105条で準用する第37条の2	○	